

とやおもひけむやがてはなれにけりとぞ、そのを、しき本性此一事にておもひやるべし。

〔閑田耕筆〕南部七ノ戸に六里四方計の野あり、それに年々の二月の末に狐隊といふこと有。其邊の人はさゝえなど携へて見にゆく、およそ空薄曇たる日也、あらかじめ窺ふに、狐ども出て飛ありくさまあれば、必其日にて初に二三十の狐出るを、人々高聲に褒れば頓て城郭の形顯はる。是は二丁計のかなたに見ゆ、さて甲冑を帶び馬にまたがり陣だてをなす、凡二百計にみゆ又こなたより頻に聲をかくるほどに、やがて諸侯の行列をなすことふたゝび、一度は松前侯の行粧、一度は津輕侯のさまをまねぶ也。彼城郭陣立などは、厨屋川の戰の昔をまねぶ歟。此野の狐はわれらの事より外に見玄ることなれば也といへり、たゞこなたの見る人多くて、聲をかくるも玄げ、ればかしこの人數も多く花々しく見え、人もこそも少なければさびしとなん、是も重厚まさしくみしよしかたらぬ。

〔閑田耕筆〕淡海八幡の近邑田中江の正念寺といふ一向宗の寺に住る狐有。其寺のために火災などふせぐことはもとよりにて、住僧他へ法事などに行時は守護して行とか、人の眼には見えねど、或時彼僧のはける草履にものをかけし人有しに歸りて後もの陰より人語をなし。吾草履の上にありしに汚せりとて大に怒りしを、住僧夫は人の眼に見えねばせんかたなし、怒は無理也とさとしければ、げにと理に伏せりとぞ。此狐の告し言に、凡吾黨に三段有り、主領といふは頭にて、其次を寄方ヨリカタといふ、其下を野狐ノギツチといふ。人に禍するは大かた野狐也、然れども吾下の野狐にあらざれば制しがたし。所々に主領有り、もしは野狐にもあれ是を制すれば怨をうくること深し、一旦の怨、永世忘れざること、人よりも甚しといへりとなん、是は狐つきのことを、彼寺にたのみてとはしめし時、こたへし言とぞ、凡物とはんとおもへば、書付て本堂にさし置ば、其答をまた書ても見す、人語をなして答ることも有り、形は見せず、凡住僧を敬す